

皆様に、最新の労働災害情報をおとどけしています！

災害発生情報 No.94

2016.12.26

(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報を届けています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	製造業	経験	8か月	年齢	54歳	男女	男性
発生月	9月	発生時刻	15時30分				
発生状況	防犯カメラの位置調整のため脚立を設置したが、上に昇るほどカメラの位置が遠くなるため、横にあった靴箱に足をのせ、作業を行おうとした。しかし、当該靴箱の固定が不完全で、バランスを崩し、1.5メートル下に転落した。						
負傷の程度／部位	鎖骨、肋骨骨折			休業見込	15日		



◆ 再発防止のアドバイス

○脚立は持ち運びができ、折りたたんで収納することも可能で便利な存在です。年末の大掃除では、窓ふきや電球の取り換え、棚の整理などで使用される会社様も多いかと思います。

今回の事故では「上に昇るほどカメラから離れ」とあるので、作業者からすると、作業箇所には振り向く形で脚立が設置されたものと思われます。しかし、これは本来の作業場所の反対側です。作業中の安定のためにも、昇降面を作業対象に向けて作業するのが基本です。その他、脚立作業には、天板作業の禁止、開き止め金具の使用、反動を伴う作業の禁止等の原則があります。また、作業内容によっては、下で補助作業者が脚立を支えることも必要となります。普段、脚立を使用することのない方が使用するときは特に、管理者の方が作業方法をチェックして一声アドバイスして頂くようお願いします。

◆ コメント ◆

*建設現場では、古くから「1メートルは一命取る」と言われ、作業者が高所だと感じないような箇所での作業においても油断は禁物だと啓発されています。上記事故においても、1.5メートルからの転落で、胸部を骨折しており、半月程度の休業災害となっています。平成28年度年末年始無災害運動標語は「無事故で締めよう 行く年を 無事故で誓おう 来る年に」です。この標語のとおり、無事故で今年を締めくってくださいね。

*先月、交通事故を取り上げさせて頂いたところでしたが、11月25日早朝に筑西管内で交通労働災害の死亡事故が発生しました。これから寒さも本格化し、路面凍結等には一層の注意が必要です。もうこれ以上、悲しい思いをする家族が増えないよう、皆様と一緒に、無事故を誓いたいと思います。

【お願い】 この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。